

登録団体および個人の皆様へ

日本拳法会 昇段級審査会の受験に関する重要なお知らせ

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は日本拳法会の活動にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、過日皆様にお知らせいたしましたとおり、他所で異なる認定を受けられ、日本拳法全国連盟による全国統一の允許状をお持ちでない選手に対しまして、これまでの実技実績や試合結果を最大限に考慮した上で、当会の昇段級審査会を受験いただけるよう特例的な措置を講じてまいりました。

その結果、皆様の深いご理解とご支援により、現在では大多数の選手が当会の昇段級審査会を受験され、当会の組織も安定した運営体制を取り戻しつつあります。

このような現状に鑑み、当会の秩序と公平性をさらに確固たるものとする時期が来たと判断いたしました。

つきましては、これまで行ってまいりました特例措置を今年度をもって終了し、今後は下記の通り取り扱うことを決定いたしましたので、お知らせいたします。

このことは、当会が授与する段級位の権威と価値を守り、当会に所属して厳しい稽古を積み重ねている選手の努力に報いるための重要な決定です。

何卒、本決定の趣旨をご理解くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 適用開始日

令和8年度 第1回 昇段級審査会（4月開催予定）の申し込みより適用します。

2. 変更内容

当会もしくは日本拳法全国連盟の允許団体に所属せず、他所で活動している選手が当会の昇段審査を受験する場合は「新規登録者」として扱います。

このことに伴い、各道場・学校等において所定の講習を受講し 3 級の認定を得た上で、2 級の審査から受験していただくこととなります。

以上

令和7年11月8日

公益財団法人 日本拳法会 会長 高 信志

昇段級審議会議長 山尾 英一